

議案第 9 号

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 6 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

3 人以上の子等を扶養している多子世帯に対する学校給食費無償化を行うため、君津市学校給食費の管理に関する条例（令和 3 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市学校給食費の管理に関する条例（令和3年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「学校給食を受ける児童又は生徒」を「給食実施小中学生」に改め、「保護者をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 給食実施小中学生 学校給食を受ける児童又は生徒をいう。

第5条を次のように改める。

（学校給食費の減免）

第5条 市長は、給食実施小中学生の保護者が当該給食実施小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、かつ、それらの子等のうち年齢の高い方から3人目以降の子等が給食実施小中学生であるときは、当該3人目以降の給食実施小中学生に係る学校給食費を免除することができる。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受け、又は学校教育法第19条に規定する就学援助費が支給されている場合を除く。

2 市長は、前項に規定するもののほか、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

君津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 給食実施小中学生 学校給食を受ける児童又は生徒をいう。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p><u>(4) 学校給食費負担者 給食実施小中学生 _____ の保護者 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。) その他学校給食を受ける必要がある者として規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(学校給食費の減免)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、給食実施小中学生の保護者が当該給食実施小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、かつ、それらの子等のうち年齢の高い方から3人目以降の子等が給食実施小中学生であるときは、当該3人目以降の給食実施小中学生に係る学校給食費を免除することができる。ただし、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第13条に規定する教育扶助を受け、又は学校教育法第19条に規定する就学援助費が支給されている場合を除く。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に規定するもののほか、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第16条に規定する保護者をいう _____。) その他学校給食を受ける必要がある者として規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(学校給食費の減免)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。</u></p>